

第1回 大阪府学校教育審議会 多様なニーズに応える府立学校のあり方検討部会

日 時 令和5年8月23日（水）10：00～

会 場 大阪府庁別館6階 委員会議室

次 第

1 開 会

2 審 議

- (1) 大阪府の状況等について
- (2) ゲストスピーカーによる講演
「通信制高校における取組み」

学校法人 YMCA YMCA 学院高等学校 鍛治田 千文校長

3 閉 会

配付資料

- ・ 次第
- ・ 大阪府学校教育審議会 多様なニーズに応える府立学校のあり方検討部会 委員名簿兼出席者名簿
- ・ 配席図
- ・ 第1回 大阪府学校教育審議会 多様なニーズに応える府立学校のあり方検討部会 資料
- ・ 大阪府学校教育審議会規則
- ・ 大阪府学校教育審議会 多様なニーズに応える府立学校のあり方検討部会 運営要綱

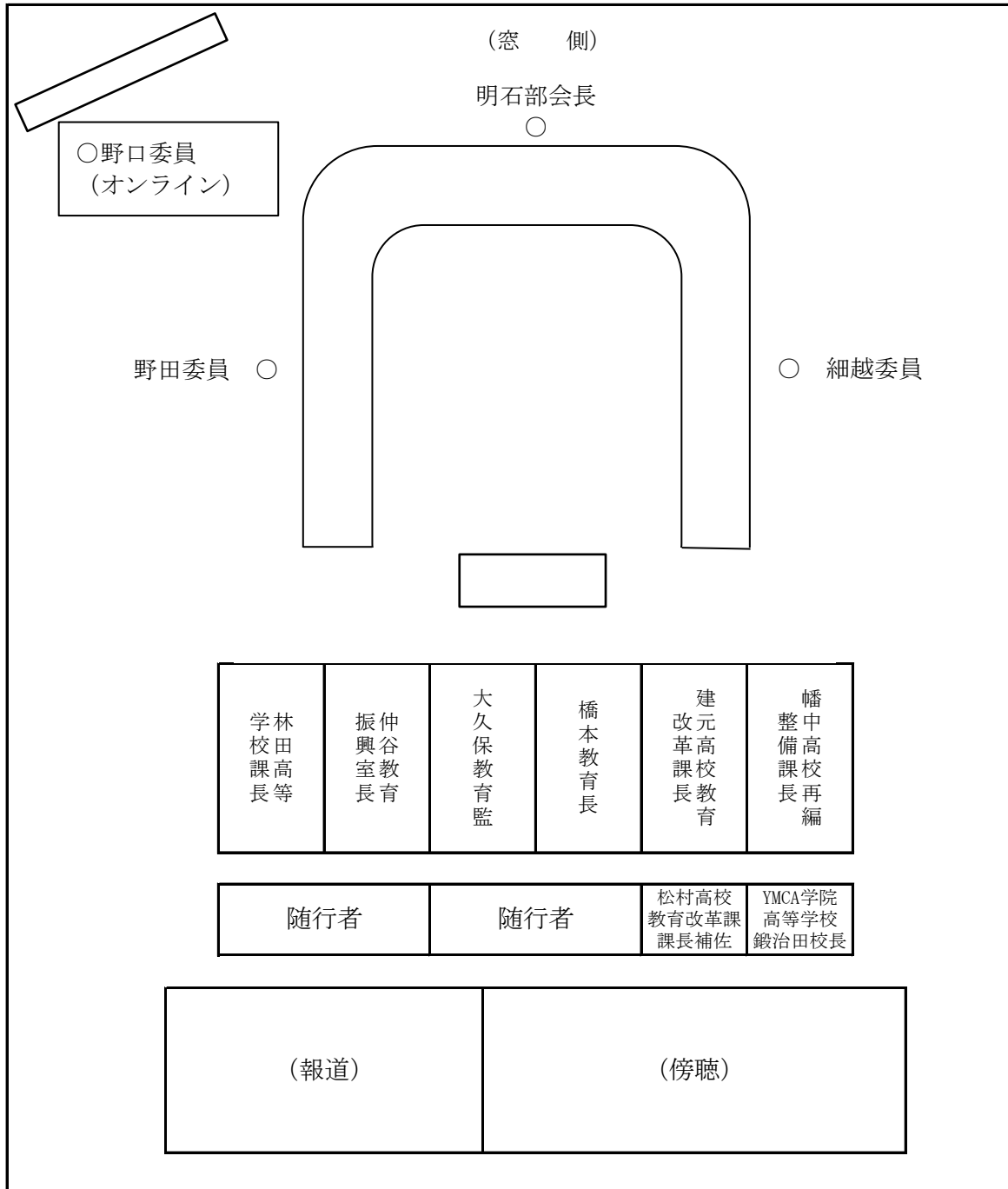
第1回 大阪府学校教育審議会
多様なニーズに応える府立学校のあり方検討部会
委員名簿兼出席者名簿

(五十音順)

氏名	職名	分野	第1回部会
明石 一朗	関西外国語大学 短期大学部 教授	教育学	出席
田中 勝則	A'ワーク創造館 事業部 部長	キャリアデザイン 人材育成	欠席
中井 好男	大阪大学大学院 准教授	日本語教育 多言語共生	欠席
野口 晃菜	一般社団法人UNIVA 理事	特別支援教育	出席 (オンライン)
野田 正人	立命館大学大学院 特任教授	社会福祉学 教育心理学 臨床心理	出席
細越 浩嗣	高石市立高石中学校 校長	教育行政 義務教育	出席

第1回大阪府学校教育審議会 多様なニーズに応える府立学校のあり方検討部会 配席図

令和5年8月23日(水)
委員会議室(府庁別館6階)



大阪府学校教育審議会
多様なニーズに応える府立学校のあり方検討部会
第1回資料

目 次

1 専門部会の設置	1 ページ
2 大阪府の状況	
(1) 昼間の高校への進学率の推移	2 ページ
(2) 不登校生徒の状況	3 ページ
(3) 支援の必要な生徒の状況	4 ページ
(4) 府の取組み I	5 ページ
(5) 日本語指導が必要な生徒の状況	14 ページ
(6) 府の取組み II	15 ページ
(7) まとめ	17 ページ
3 審議予定	18 ページ
4 講演「通信制高校(Y M C A 学院高等学校)における取組み」	19 ページ

1 専門部会の設置

諮問事項

「府立高校改革の具体的な方向性と それを踏まえた入学者選抜制度のあり方について」

＜審議のテーマ＞

- ・全日制課程を志願する生徒の減少について
- ・**多様なニーズに応える学習機会の保障**
- ・これからの府立高校改革の方向性
- ・上記を踏まえた入学者選抜制度の検討

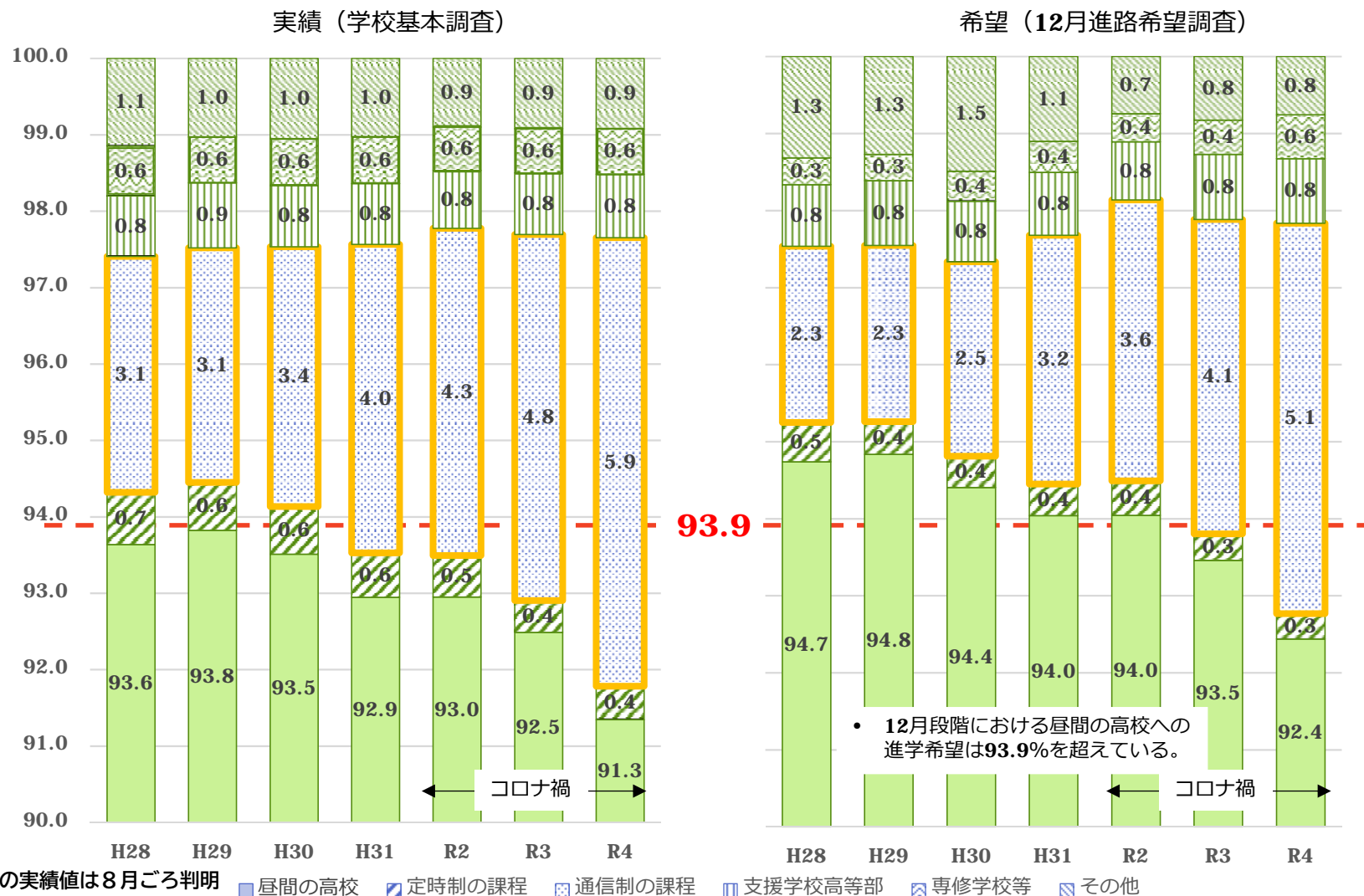
「多様なニーズに応える学習機会の保障」については、専門部会を設置し、審議

- ・生徒や保護者のニーズが多様化しており、府立高校における学習機会の保障について検討
- ・不登校生徒や日本語指導が必要な生徒等について知見を有する者や実際に実務に携わる専門家の知見を踏まえ検討する必要

2. 大阪府の状況

(1) 昼間の高校への進学率の推移

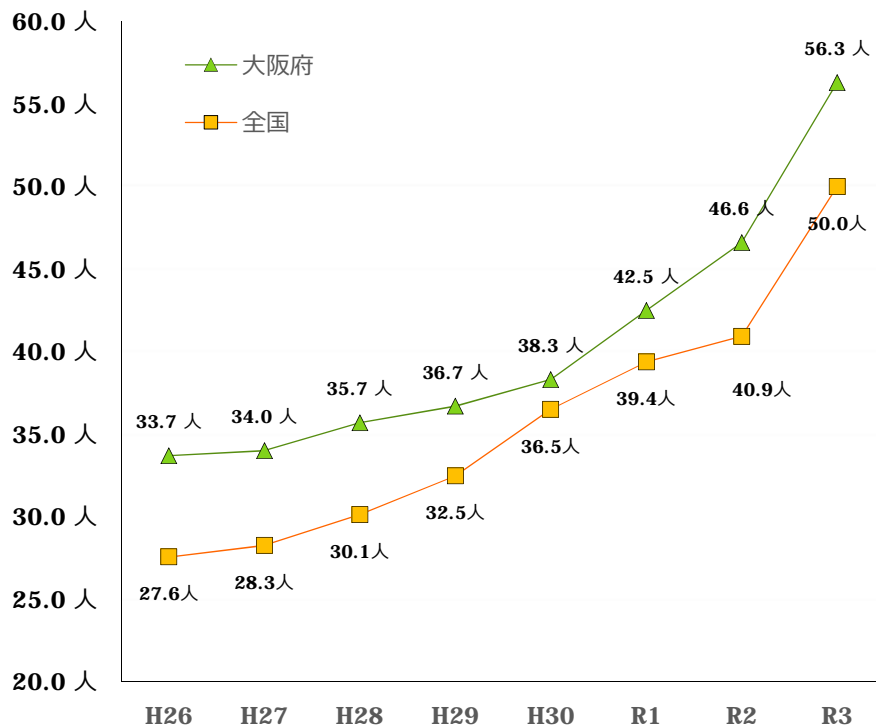
- 12月段階における昼間の高校への進学希望は、令和2年度まで計画進学率（93.9%）を超過していたが、昼間の高校への進学率の実績は、直近では平成29年度選抜をピークに減少
- 平成29年度以降、昼間の高校への進学率が低下し、通信制の課程への進学率が増加



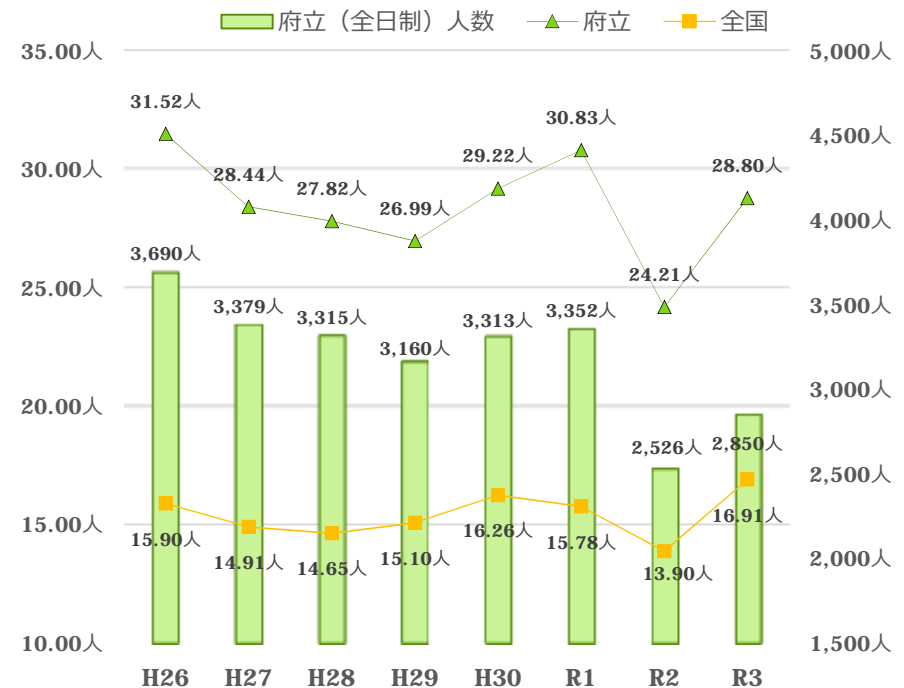
(2) 不登校生徒の状況

- 大阪府における公立中学校の不登校生徒数の千人率は年々上昇しており、特にH30年度以降、急激に伸びている。また、大阪府における公立中学校の不登校生徒数の千人率は、全国平均より高い。
- 府立高校（全日制の課程）の不登校生徒数の千人率は、増減があるものの、全国平均を上回る状況が続いている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、対面によるコミュニケーションが不足し、人間関係や友人関係を適切に構築できなくなったことが、不登校生徒数の増加の要因の1つであると考えられる。

中学校における不登校生徒数の千人率（府内公立中学校、全国）



府立高校（全日制の課程）における不登校生徒数と千人率（府立高校（全日制）・全国）

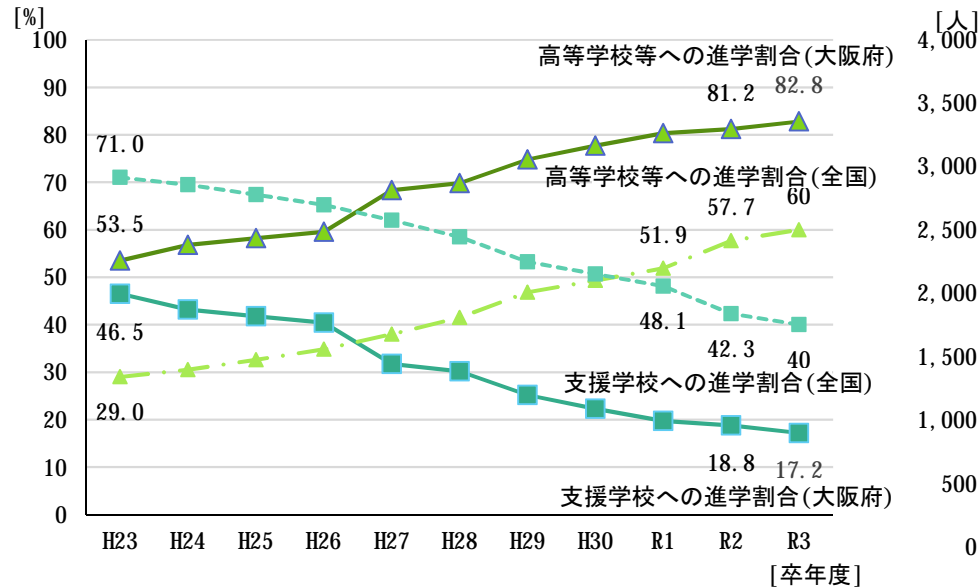


(3) 支援の必要な生徒の状況

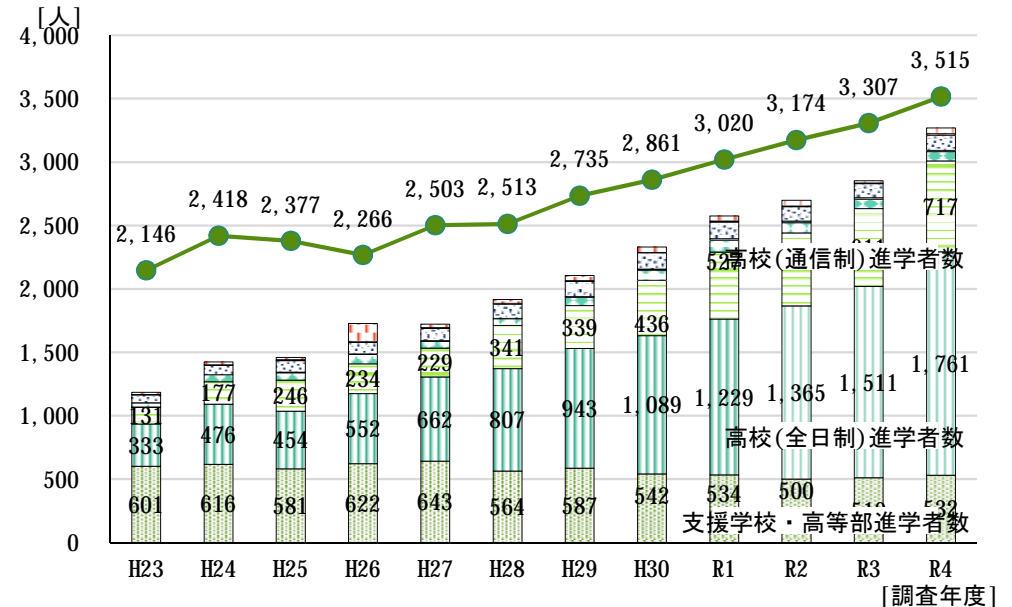
◇ 支援の必要な生徒の推移

- 支援学級に在籍していた生徒の高等学校への進学割合が全国的に増加。大阪府は、その傾向がさらに顕著。
- 府立高校に在籍する配慮を要する生徒は増加傾向。

中学校等支援学級に在籍していた生徒の進学割合(大阪府・全国)の推移

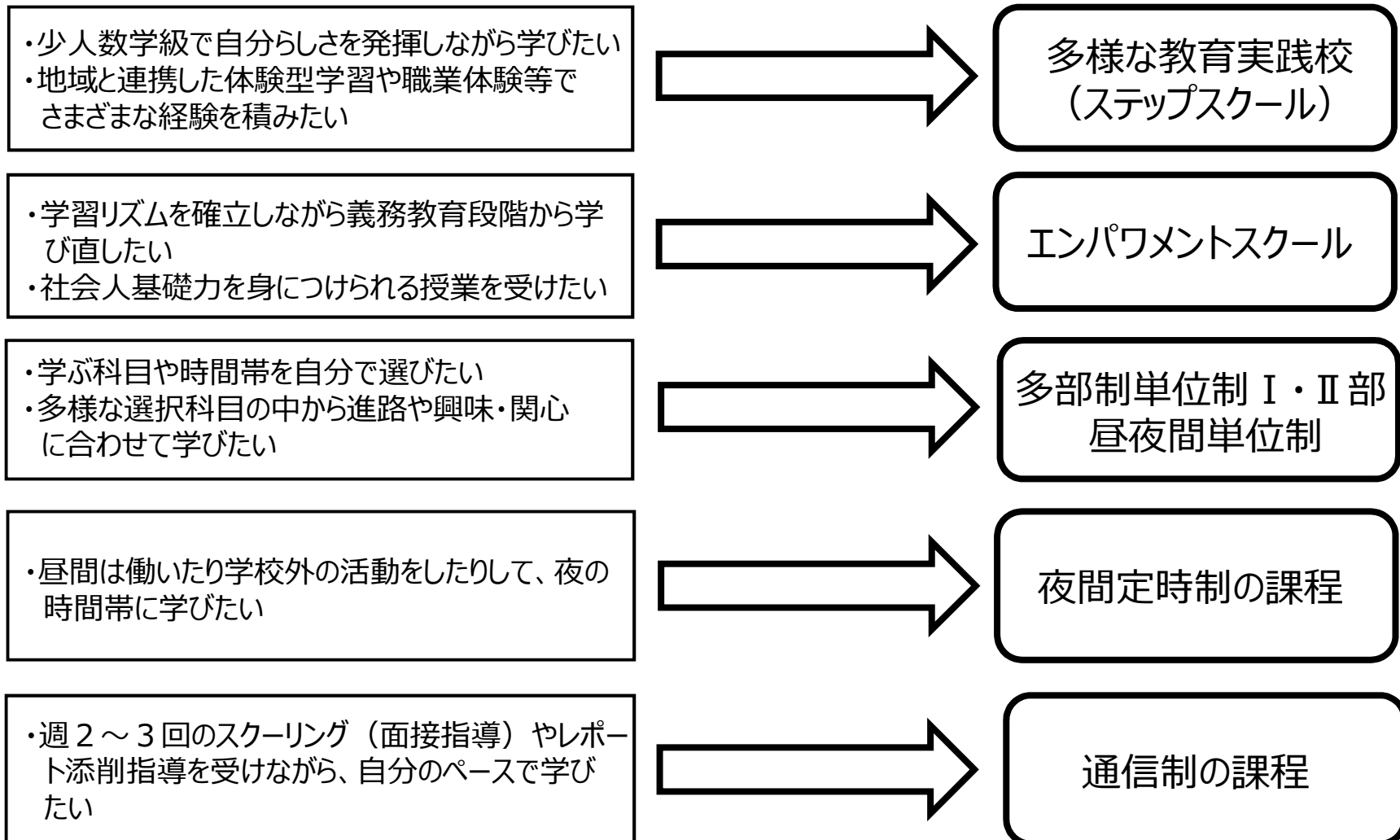


支援学級に在籍していた府内公立中学校等の卒業生の進路及び府立高校に在籍する障がい等により配慮を要する生徒の状況



(4) 府の取組み I

- これまで、府においては、多様化する学びのニーズに応えるために、さまざまなタイプの学校を設置。



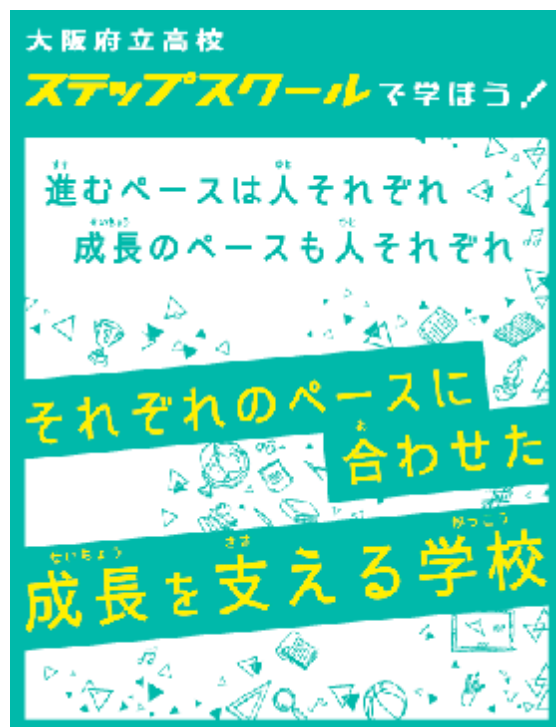
①多様な教育実践校（ステップスクール）

大阪府学校教育審議会答申（R4.1）

○生徒の多様性への対応

中学校等の支援学級に在籍する生徒が高校等に進学する割合が全国に比べ相当に高いことから、これまで府立高校が培ってきた成果や他府県の事例を踏まえながら、インクルーシブ教育システムの考え方をより具体的・実践的に行う高校の設置について検討を行うべきである。

多様な教育実践校（愛称：ステップスクール）



府立西成高校と府立岬高校を指定校とし、令和6年度から単独改編

（一部の教育内容を令和5年度に先行実施）

学校コンセプト

義務教育段階までに学校生活での困りやつまづきを経験しながらも、高校生活をとおして、就職や進学をみすえ、基礎的な学びや、地域と一緒に体験的な学びにチャレンジできる学校。

具体的には、次のような想いを実現できる学校をめざす。

- 人間関係をうまく築きたい
- 高校在学中にさまざまな経験をつみたい
- 集団での学びに不安があるが、充実した高校生活を送りたい

教育内容（例）

- 安心できる環境づくり
 - スクールカウンセラーの常駐化をはじめとする充実したサポート体制 等
- 個性を大切にする学習環境
 - 1クラス30人程度の徹底した少人数クラス編制や習熟度別学習の導入 等
- 地域とつながるカリキュラム
 - 地域企業などと連携した体験型授業や職業体験 等

②エンパワメントスクール

指定校：

淀川清流、成城、西成、長吉、箕面東、布施北、和泉総合、岬
(西成・岬は、令和6年度から多様な教育実践校に改編)

■教育課程等

- ◆生徒の「わかる喜び」や「学ぶ意欲」を引き出すため、**義務教育段階からの「学び直し」のカリキュラムを設定**
- ◆学習リズムを確立し、基礎学力を身に付けるため、**1年次の国語・数学・英語は毎日各30分のモジュール授業を実施**
- ◆国語・数学・英語の3教科の授業は、3学年を通じて、習熟度別・進路希望別で実施
- ◆社会人基礎力を身に付けるための「エンパワメントタイム」では、「正解が1つでない問題」について考える授業を実施

■その他の特色

- ◆学校規模は、1学年6学級**35人**
- ◆入学者選抜においては、募集人員の最大**50%**を面接、自己申告書、調査書中の活動・行動の記録を資料として選抜する独自の手順を設け、生徒の意欲を積極的に評価
- ◆スクールカウンセラー（**SC**）やスクールソーシャルワーカー（**SSW**）、キャリア教育コーディネーター（**CC**）を配置し、生徒の学校生活を支援するとともに、卒業後の社会的自立に向けたキャリア教育を推進

成果：

- ・欠席及び遅刻者数の減少
- ・進路決定率の上昇
- ・生徒の学習に対する苦手意識が改善

課題：

- ・生徒の自己実現を支援するために専門人材の活用による支援の充実が必要。
- ・各校の生徒の状況を踏まえたカリキュラム編成等の柔軟化の検討とあわせて、エンパワメントスクールにおける成果や有効性が認められたカリキュラム、指導法などの他校への展開についての検討が必要。



③多部制単位制 I・II部、昼夜間単位制

設置校：大阪わかば（多部制単位制 I・II部）
中央（昼夜間単位制）

■ 特色

- ・ **自分の生活スタイルに合わせて学ぶ時間帯を選択**
- ・ 所属する部（時間帯）と他の部（時間帯）の教科・科目を履修することにより、**3年での卒業が可能**
- ・ 多様な選択科目を設定し、進路希望や興味・関心に合わせて科目選択ができる

■ 経過

- ・ 平成17年度に桃谷 I・II・III部を設置
- ・ 令和2年度に桃谷 I・II部を大阪わかばに改編（令和5年9月末閉部予定）
- ・ 令和4年度に昼夜間単位制の中央が大阪府に移管



成果：

- ・ 特色ある教育システムにより、生徒の多様な学び方のニーズに対応
- ・ 体験的な学習など特色ある選択科目や、多様な科目の設置、土曜講座等により、生徒の学習意欲が向上
- ・ 少人数指導やきめ細かい教育相談など、生徒の状況に応じた指導・支援により、学校定着や生徒の自己実現を促進

課題：

- ・ 社会の変化に伴い、生徒のニーズも大きく変化し、より柔軟な教育システムや多様な支援を必要とする生徒が増加
- ・ 今後、通信制高校や多様な教育実践校等、多様な学びを提供する学校のあり方の検討に伴い、多部制単位制及び昼夜間単位制のあり方についても整理が必要

④夜間定時制の課程

- (普通科) 桜塚、春日丘、寝屋川、布施、桃谷、大手前、三国丘
- ★(総合学科) 成城、和泉総合、都島工業、西野田工科、今宮工科、工芸、茨木工科、藤井寺工科、堺工科、佐野工科
- ★(工業科等) 都島第二工業、第二工芸

■概要

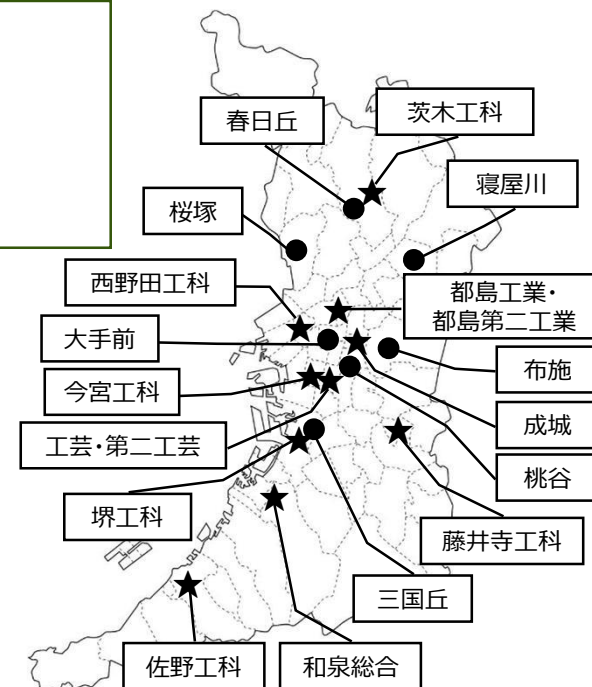
夜間に授業を行い4年で卒業。定通併修等により、3年で卒業もできる。

■夜間定時制高校の役割

中学校卒業後に就労・不登校など様々な理由で全日制の高校に進学することが困難な青少年に対して夜間に高校教育を受ける機会を設け、セーフティネットの役割を担っている。

■昨今の特徴

勤労青少年に加えて、全日制の課程からの編・転入学をする生徒、不登校経験者や中途退学者、障がいのある生徒など、多様な動機や学修歴を持つ生徒の入学が増えている。



成果：

・SSWの配置などの取組みにより、社会資源（福祉機関や医療機関など）との連携が進み、生徒が安心して安全に学習できる環境が整い、中退率は減少傾向にある。

課題：

- ・志願倍率低下による学校の小規模化に伴い、授業や行事などの学校運営に支障をきたしていること。
- ・夜間定時制の課程の役割を踏まえつつ、望ましい学習環境の確保に向けた対応方策の検討が必要。

⑤通信制の課程

設置校：桃谷（普通科）

■状況

- ・近年では、中学校卒業等者の進路選択が多様化し、通信制高校へのニーズが高まっている。また、府立桃谷高校においては、全日制の課程からの編転入学生や個別の支援を必要とする生徒等、様々な学修歴や入学動機を持つ生徒が入学している。
- ・昼間部の編転入学による受入れに係る志願倍率が高い水準で推移している。
- ・入学者選抜及び編転入学による受入れ機会は、年1回（4月）である。

■府の取組み

- ・令和2年度以降、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部との併置の解消を進めるとともに、昼間部の募集人員の拡充を図ってきた。
- ・家庭環境を含む様々な背景により学校生活に不安を持つ生徒への一層きめ細かな対応を行うため、**SC**、**SSW**、**CC**を配置。

成果：

- ・入学者選抜における募集人員の拡充により、令和2年度選抜から令和4年度選抜までは、編転入学を除く全志願者を受け入れることができた。
- ・学校生活満足度が上昇した。
（令和2年度：**58.9%**
⇒令和3年度：**63.4%**）



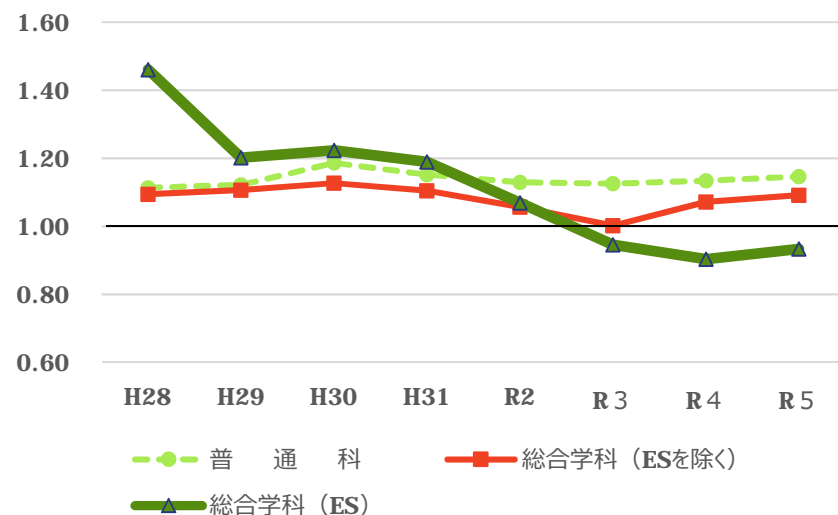
課題：

- ・編転入学生に加え、近年の通信制高校への進学率の高まりを受け、中学校卒業者についても十分な受入れ数を確保できていない。
- ・一方で、日・夜間部の志願倍率は低い状況であり、部を超えた履修の機会の設定が必要。
- ・編転入学による志願者を柔軟に受け入れるため、受入れ機会の拡大が求められる。
- ・遠方からスクーリングのために通学する生徒の時間的・経済的負担が大きい。

⑥課程等ごとの志願状況：総合学科、多部制単位制・昼夜間単位制

※第1志望の志願倍率

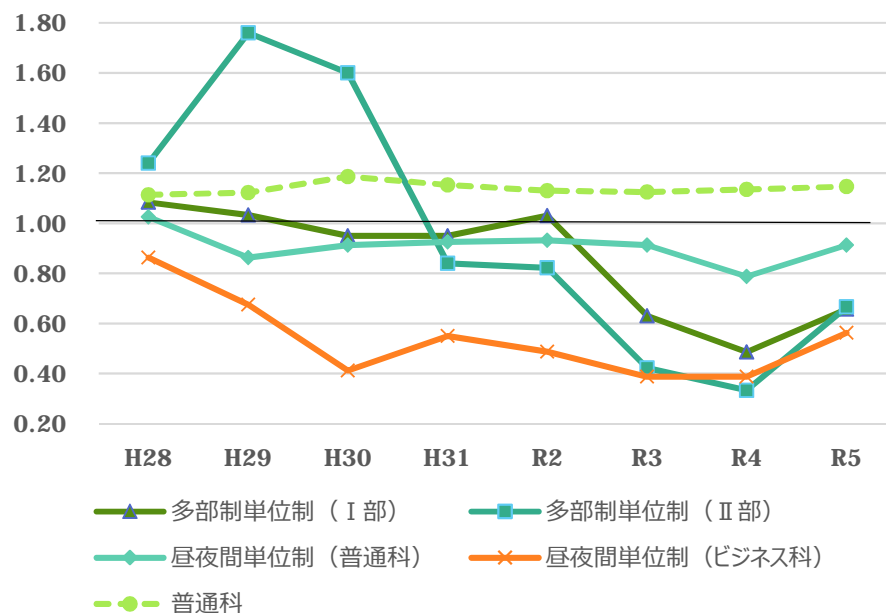
◇総合学科



■総合学科 (ES) は、中学校卒業生数の減少等により、近年、志願倍率は低下傾向

	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
普通科	1.11	1.12	1.13	1.15	1.13	1.13	1.13	1.15
総合学科 (ESを除く)	1.09	1.11	1.13	1.11	1.06	1.00	1.07	1.09
総合学科 (ES)	1.46	1.20	1.22	1.19	1.07	0.95	0.90	0.93

◇多部制単位制・昼夜間単位制

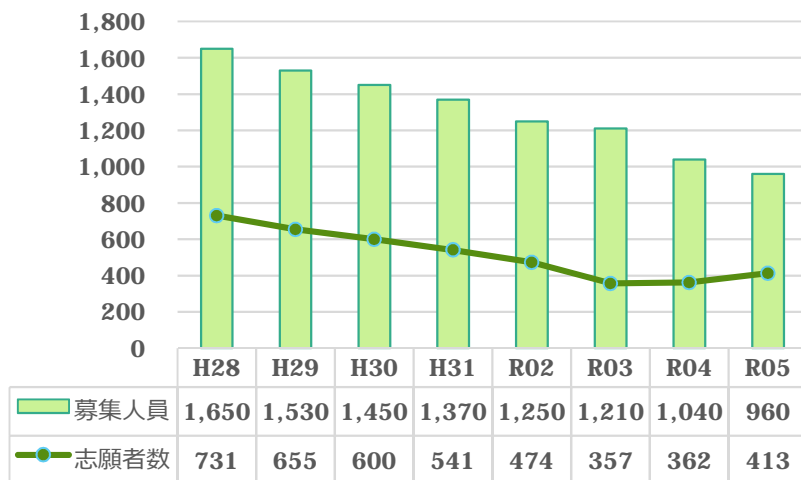


■多部制単位制の志願倍率は平成30年度までⅡ部で高水準であったが、以降低下
 ■昼夜間単位制は、ビジネス科で大幅な志願割れ

	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
普通科	1.11	1.12	1.13	1.15	1.13	1.13	1.13	1.15
多部制単位制 (I部)	1.08	1.03	0.95	0.95	1.03	0.63	0.49	0.66
多部制単位制 (II部)	1.24	1.76	1.60	0.84	0.82	0.42	0.33	0.67
昼夜間単位制 (普通科)	1.03	0.86	0.91	0.93	0.93	0.91	0.79	0.91
昼夜間単位制 (ビジネス科)	0.86	0.68	0.41	0.55	0.49	0.39	0.39	0.56

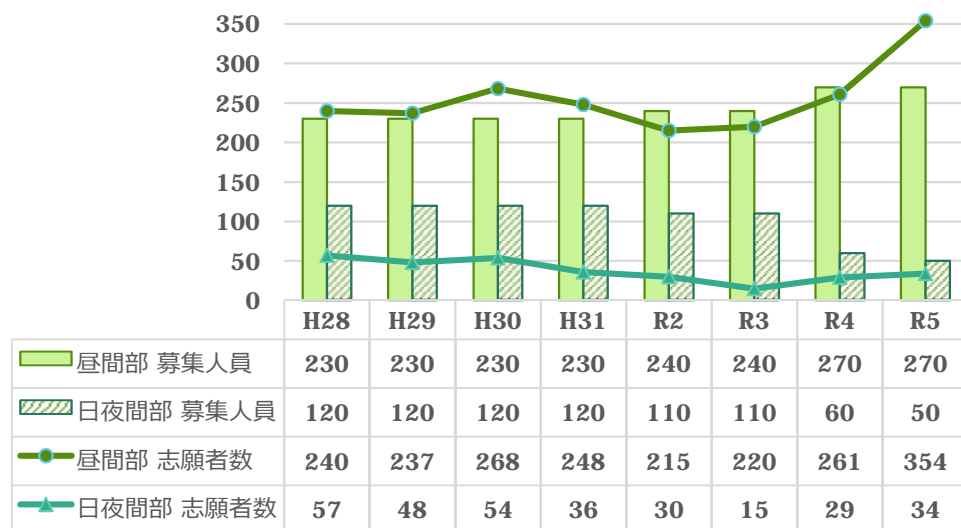
⑦課程等ごとの志願状況：夜間定時制及び通信制の課程

◇夜間定時制の課程の志願者数の推移



■セーフティネットとしての役割を果たす一方で、大幅な志願割れが続いている

◇通信制の課程（府立桃谷高校）の志願者数の推移（編・転入学による受入れを除く）



■昼間部は令和2年度から令和4年度にかけて全志願者を受入れたが、令和5年度では募集人員を大きく上回る志願がある

■日・夜間部は志願割れが続いている

【参考】 国の動き

■ 不登校対策

R5.3.31 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」

不登校の児童生徒全ての**学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える**

- 不登校特例校の設置促進
- 校内教育支援センターの設置促進
- 教育支援センターの機能強化
- 高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障
- 多様な学びの場、居場所の確保

心の小さな**SOS**を見逃さず、「**チーム学校**」で支援する

- 一人一台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見
- 「チーム学校」による早期支援
- 保護者支援

学校の風土の「見える化」を通して、学校を「**みんなが安心して学べる**」場所にする

- 学校の風土の「見える化」
- 授業改善
- いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底
- 児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進
- 快適で温かみのある学校環境整備
- 学校を、共生社会を学ぶ場に

● 不登校特例校

不登校児童生徒等の実態に配慮した特別の教育課程を編成することができる学校

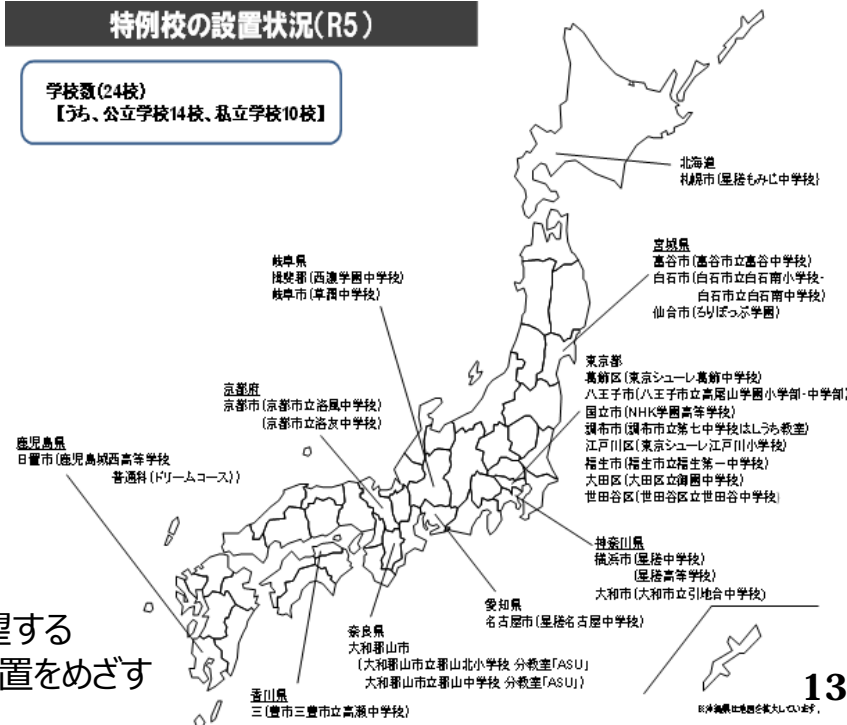
設置状況（全国） 不登校特例校 24校（R5現在）

設置状況	小学校	中学校	高校
公立	1	11	0
	小中併設 2		
私立	2	5	3

⦿ 早期に全都道府県・政令指定市の設置を進め、将来的には希望する児童生徒が身近に通えるよう、分教室型も含め**300校**程度の設置をめざす

特例校の設置状況(R5)

学校数(24校)
【うち、公立学校14校、私立学校10校】



(5)日本語指導が必要な生徒の状況

- 令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症対策の渡航制限が緩和され、渡日する生徒が増加
- 今後も大阪万博の開催に伴い、来阪する外国人が一層増加することが予想される

府内公立小・中学校における日本語指導が必要な生徒数（大阪市・堺市を除く。）

	英 語	韓 国 ・ 朝 鮮 語	ス ペ イ ン 語	中 国 語	フ ィ リ ピ ン ノ 語 ・ タ ガ ロ グ 語	ベ ト ナ ム 語	ポ ル ト ガ ル 語	ア ラ ビ ア 語	イ ン ド ネ シ ア 語	ウ ル ド ウ ー 語	シ ン ハ ラ 語	タ イ 語	ド イ ツ 語	ネ パ ー ル 語	バ シ ユ ト ウ ー 語	ビ サ イ ヤ 語	ヒ ン デ ー 語	フ ラ ン ス 語	ペ ル シ ヤ 語	ベ ン ガ ル 語	マ レ ー 語	モ ン ゴ ル 語	ロ シ ア 語	そ の 他	日 本 語 ※	計
小4	20	4	11	93	13	49	3	2	3	2	0	1	0	4	2	2	1	1	0	0	6	2	0	3	41	263
小5	9	1	11	101	8	37	7	4	1	2	1	1	0	5	1	1	1	4	0	1	4	0	1	2	40	243
小6	6	8	9	99	14	26	6	4	5	4	2	3	1	6	2	1	1	0	2	1	1	0	1	2	33	237
中1	2	4	8	84	14	24	1	4	2	2	1	1	1	5	2	1	1	1	0	0	2	1	1	0	41	203
中2	5	9	9	66	17	29	1	2	3	2	0	2	0	7	2	1	0	1	0	0	0	0	1	0	32	189
中3	6	5	5	110	18	29	5	3	1	4	0	1	0	3	0	2	1	0	0	0	1	0	0	0	19	213
合計	48	31	53	553	84	194	23	19	15	16	4	9	2	30	9	8	5	7	2	2	14	3	4	7	206	1348

令和4年度日本語指導が必要な児童生徒在籍状況調査より

※ 家庭及び日常生活において比較的使用頻度の高い言語は日本語であるが、日常会話が十分にできない生徒、あるいは、日常会話はできても学年相当の学習言語が十分に習得できていない生徒

令和4年度府内公立中学校における日本語指導が必要な生徒数（中学3年生）

	5月1日現在	～10月の増	合計
府域	213	6	219
大阪市	183	28	211

(6) 府の取組み II

①日本語指導が必要な生徒の受入れ枠を設定している学校

指定校：

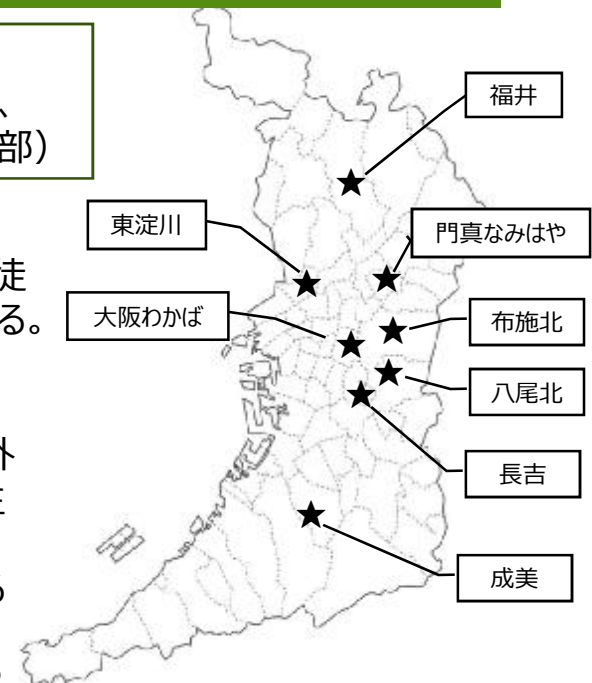
東淀川（普通科）、福井、門真なみはや、八尾北、成美（以上、総合学科）、長吉、布施北（以上、総合学科ES）、大阪わかば（多部制単位制普通科I部）

■状況

府立高校における日本語指導が必要な生徒数は年々増加し、これらの生徒が在籍する学校数は**40校**を超えるとともに、母語の数は約**20言語**にわたっている。加えて、受入れ経験の少ない学校への少数散在化が進んでいる。

■府の取組み

- ・平成**13**年度選抜より、特別枠を設けて行う「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」を実施。一般選抜等においても日本語指導が必要な生徒等に対して受験上の配慮の措置を行っている。
- ・学習の動機付けや学習意欲の向上を図るため、日本語指導・母語指導のできる人材や外国にルーツのある人材を派遣している。
- ・ICTを活用し、日本語指導のできる各校の教員が遠隔から支援を行う取組みや、同じルーツのある各校の生徒同士が遠隔で交流する取組みなどを進めている。



成果：

- ・選抜における配慮をはじめ、外部人材の派遣、教員向け研修の実施等きめ細かな支援を行うことができた
⇒令和4年度、府立高校に在籍する日本語指導が必要な生徒の中途退学率（**6.2%**）と進路未定率（**9.7%**）は、全国（それぞれ、**9.6%**、**18.2%**）と比較していずれも低い。

課題：

- ・今後も日本語指導が必要な生徒数は増加が見込まれるが、十分な受入れ枠が確保できておらず、少数散在化が進んでいる。
- ・日本語の習得状況に加え、学びの習熟度も様々な生徒の進路実現に向けた、多様な授業が望まれる。
- ・外国の現地校で9年の課程を6月に修了し渡日した生徒を、円滑に高校への学びに繋げる必要がある。
- ・枠校間の連携や取組みの継承、また、日本語指導教員や外国語指導教員の確保が必要。

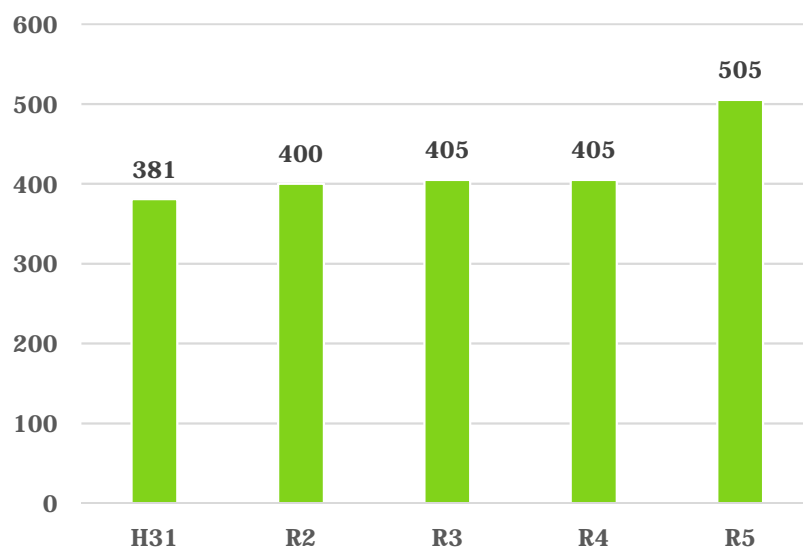
②日本語指導が必要な生徒の在籍状況等

◇日本語指導が必要な生徒選抜実施校（8校）の志願者数の推移



- R4年度からR5年度にかけて募集上限を14人引上げ（108→122）たが、志願者数が47人増加し、結果として27人が不合格
その結果、少数散在化が進んでいる
- 志願者全員を受け入れられるだけの募集人員が確保できていない

◇府立高校における日本語指導が必要な生徒数の推移



- R4年度からR5年度にかけて日本語指導が必要な生徒総数が100人増加

(7) まとめ

課 題	検討の方向性
<p>不登校生徒、配慮が必要な生徒など、柔軟な学びを求める生徒の増加</p> <p>→ 昼間の高校への進学率の減少等</p>	<ul style="list-style-type: none">Ⅰ これまで府が設置してきた特色ある学校について、十分生徒・保護者のニーズに応えられているかを検証<ul style="list-style-type: none">・ 多様な教育実践校・ エンパワメントスクール・ 多部制単位制、昼夜間単位制・ 夜間定時制・ 通信制Ⅰ 上記以外で新しいタイプの学校の必要性について
<p>日本語指導が必要な生徒の増加</p> <p>→ 多言語化・少数散在化</p>	<ul style="list-style-type: none">Ⅰ 特別枠を設けている学校（8校）での受入れについて検証Ⅰ 上記以外の対応策について

3 審議予定

■ 審議内容（案）

第1回	令和5年8月23日	・現状の報告 ・不登校生徒、配慮の必要な生徒など柔軟な学びを求める生徒の増加① ゲストスピーカー(私立通信制高校)による講演
第2回	令和5年9月	・不登校生徒、配慮の必要な生徒など柔軟な学びを求める生徒の増加②
第3回	令和5年10月	・不登校生徒、配慮の必要な生徒など柔軟な学びを求める生徒の増加③
第4回	令和5年11月	・日本語指導が必要な生徒の増加 ・まとめ（案）①
第5回	令和5年12月	・まとめ（案）②

■ 審議予定

月1回程度、部会を開催予定。

- 1 2月末までに、審議内容のとりまとめを行い、1月の学校教育審議会（本審）で報告予定。

4 通信制高校(Y M C A 学院高等学校) における取組み

YMCA学院高等学校の取組



大阪府認可校
通信制・単位制・総合学科

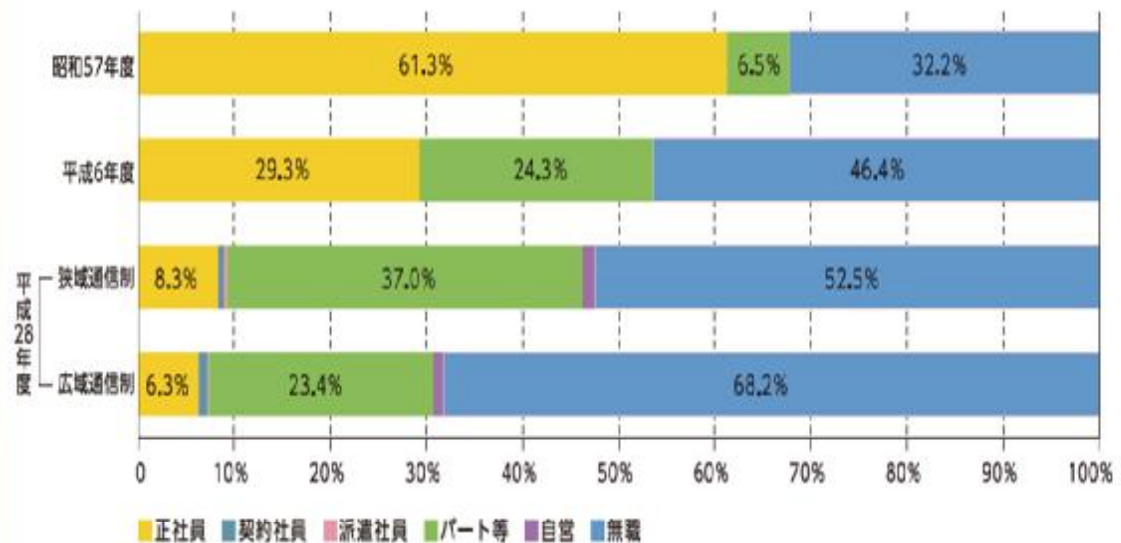
校長 鍛冶田千文



通信制高校の現状

通信制高校の社会的な役割の変化

< 通信制高校に在籍する生徒の就業状況の変化 >



< 通信制高校に在籍する生徒の実態等 >

	狭域通信制	広域通信制
小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒	48.9%	66.7%
外国とつながりがある(外国籍・日本語を母語としない)生徒	2.8%	2.4%
ひとり親家庭の生徒	26.9%	18.7%
非行経験(刑法犯罪等)を有する生徒	2.1%	4.1%
特別な支援を必要とする生徒	11.8%	3.0%
心療内科等に通院歴のある生徒	11.0%	4.8%

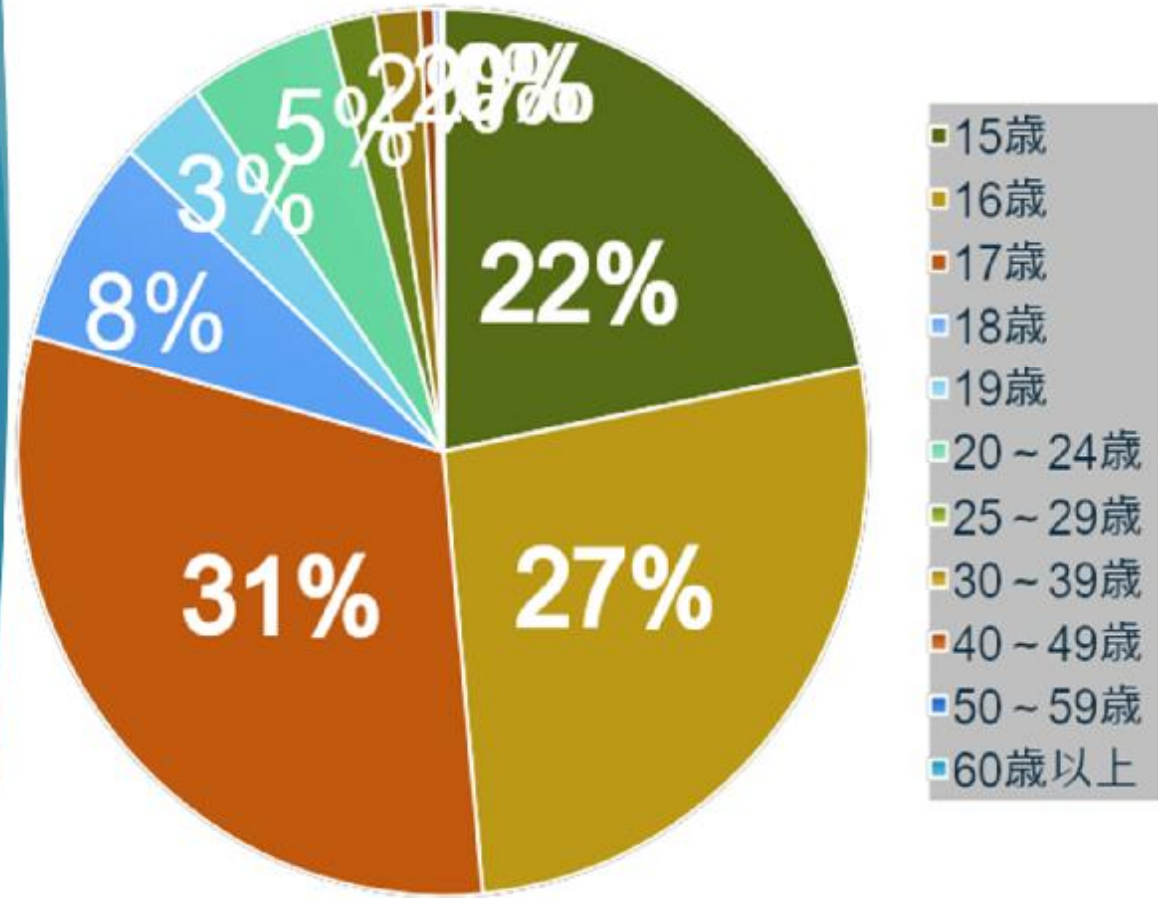
(出典)「定時制・通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究」報告書(平成29年度文部科学省委託事業)

令和4年通信制高校在籍生徒年齢別 生徒数 (全国) 238,267名

通信制高校の現状

通信制高校の在籍生徒年齢別生徒数

※令和4年度 学校基本調査より



通信制高校の登校イメージ

1年間の登校期間

スクーリング期間

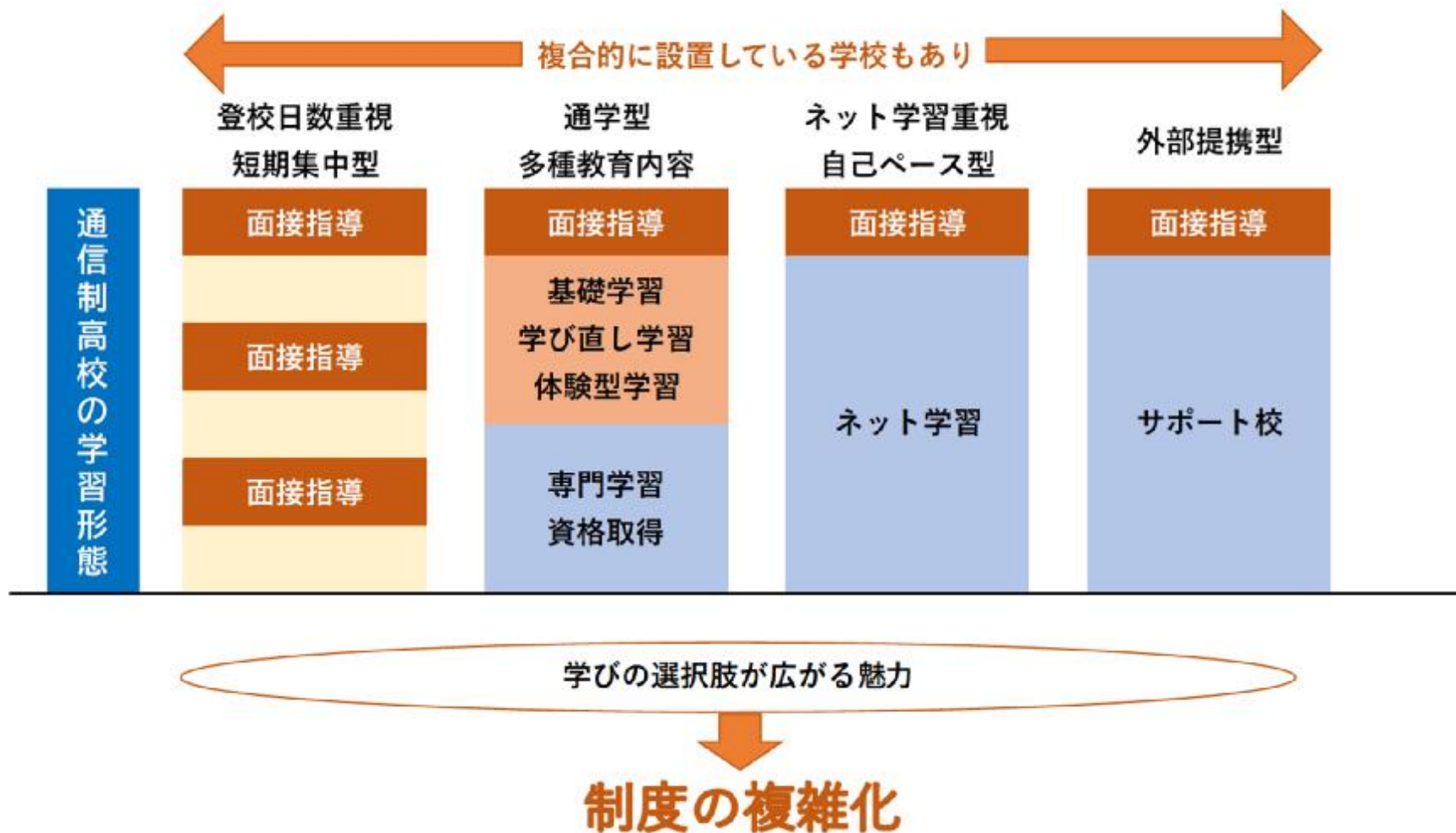
スクーリング
(面接指導)
以外の期間**面接**



通信制高校の
正規の教育課程

学校ごとの
特色がでる
通信制高校の
学習方法

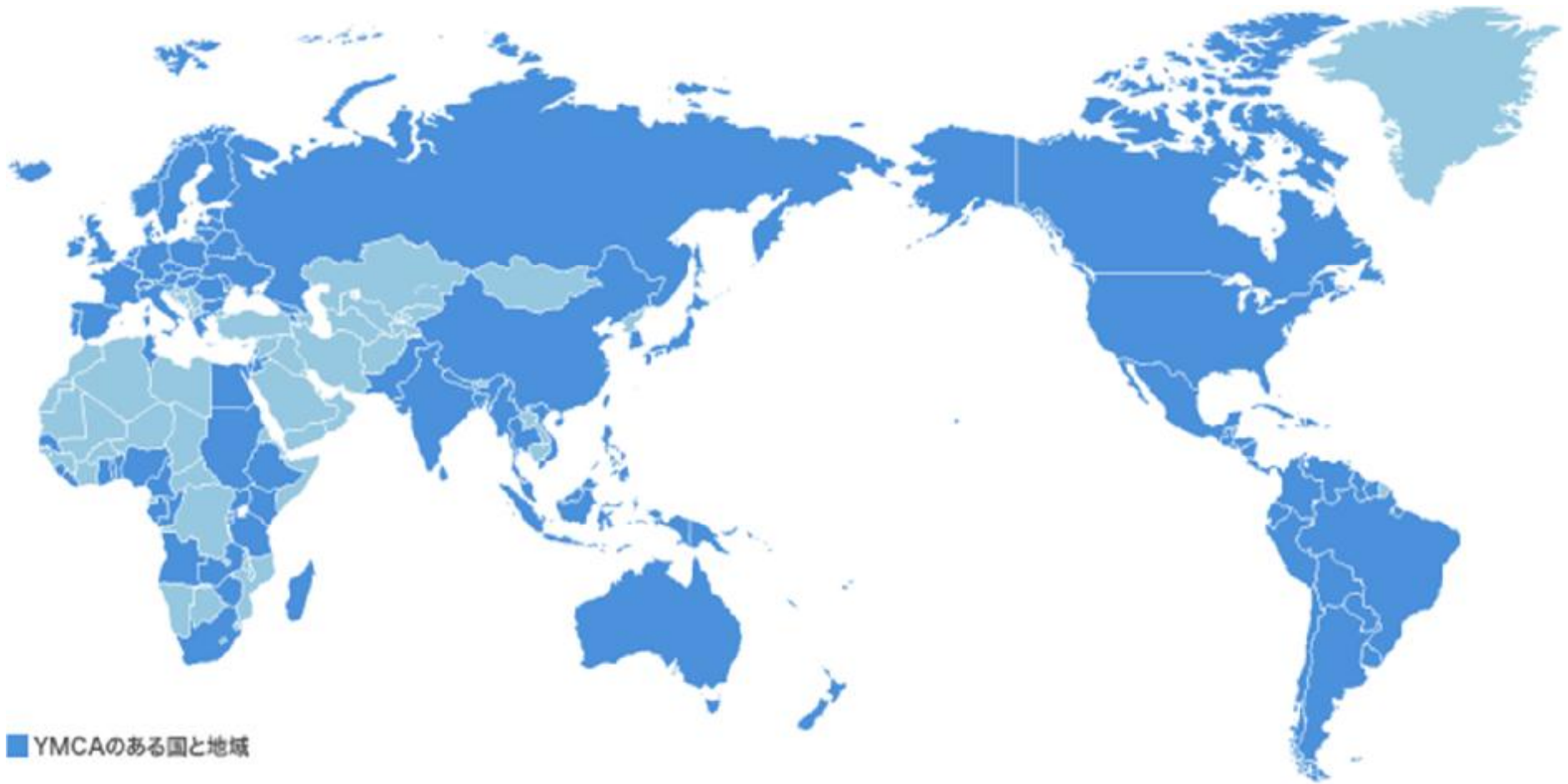
通信制高校の学習形態



学習指導要領で定める学習量の基準



各教科・科目	面接指導 (単位時間)	添削指導 (回数・通数)
国語・地理歴史・ 公民・数学	1	3
保健体育(体育)	5	1
保健体育(保健)	1	3
芸術・外国語・理科	4	3
家庭・情報・ 専門教科科目	2~8	2~3



■ YMCAのある国と地域



1844年イギリス・ロンドンで誕生
大阪YMCAは1882年

120の国と地域にある社会教育団体

YMCA 学院高等学校 グランドデザイン

教育方針

- ・あなたのペースであなたらしく過ごせます
- ・一人ひとりを尊重し、大切にそして皆さんを信頼します
- ・進む路についていろいろな人と、ともに考えられることを願っています
- ・イエス・キリストの愛と奉仕の生き方に学びます
- ・あなたとあなたの周りの人を生かし、共に生きる社会をめざします

育みたい生徒像

- ① 自分を好きになる（自己肯定感）
- ② 想像し、やりたいことを叶える（創造力・自己表現力）
- ③ 多様な人と共に生きる（共生）
- ④ 希望をもって歩む（生きる力、折れない心）
- ⑤ 客観的に物事をとらえる（批判的思考力）



キリスト教を基盤にした教育方針



- あなたのペースであなたらしく過ごせます
今のあなたと仲良くなれること
また新しいあなた、ちがうあなたとの出会いを願っています
- 「一人ひとりを尊重し、大切に、そして皆さんを信頼する
そのことを前提とした自由でひらかれた楽しい
学校生活をめざします
- 進む路についていろいろな人と、
ともに考えられることを願っています
そして夢と希望が持てるよう応援します
- イエス・キリストの愛と奉仕の生き方に学びます
あなたとあなたの周りの人を生かし、
ともに生きる社会をめざします



命の尊厳

生徒層



- 自分のペースで学習したい
- 基礎学力から身につけたい(学び直し)
- ゆっくりと人間関係を築きたい
- 人間関係のもつれで対人関係が不安
- 健康面や精神面で通学に不安がある
- 自分の時間を持ちたい
- 学費負担を軽減したい など

多様な不登校経験を持つ生徒が約8割～9割在籍

生徒との3つの約束



1) 自分を大切にします

一人で悩まず相談する(助けてもらう)
法律を守る

2) 自分と同じように周りの人を大切にします

周りの人の学びを大事にする
気持ちよくお互いが過ごせるように気をつける



3) 自分の学びをあきらめず、自ら学ぶ姿勢を大切にします

例えばスクーリングに取り組む
学校とつながる(情報に触れる)

本校は「3つの約束」を教職員とともに大切に
し、実践しようとする人を受け入れています。

YMCA 学院高等学校の3つの柱



総合学科の
多彩なカリキュラム



7つのコースから
選べる通学スタイル



生徒・保護者に
寄り添う3つのケア



総合学科多彩なカリキュラム 「57」の選択科目



系列	総合選択科目（一部）	
福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉基礎 ・ 地域福祉 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉実習基礎 ・ 高齢者福祉
多文化共生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球市民入門 ・ 国際平和セミナー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多文化共生考 ・ ジェンダー入門
ウェルネス	<ul style="list-style-type: none"> ・ レクリエーション ・ 救急法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ I ・ ヨーガ
エコロジー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 五感で自然を感じよう ・ 森林体験 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業体験 ・ 海洋体験
情報処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書作成 ・ 表計算 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンピュータ概論 ・ 情報リテラシー

系列	自由選択科目（一部）	
自由選択科目	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアを考える ・ ホースライディング ・ 国旗をめぐる世界旅 	<ul style="list-style-type: none"> ・ フィッシング ・ ESL

7つのコースから選べる通学スタイル



Yチャレンジ	週5日制
Yリンク	夏・冬 各10-20日程度
トランスリンガル	週2日～5日
マイスペース 朝からクラス/昼からクラス	
スタンダード	
グローバル	
健康・スポーツ	

(入学後に選択できるコース) マイスペ+、進学

①学び・進路のケア



進学・就職ともに、担任と進路担当教員が一人ひとりに寄り添った支援をします

合理的配慮

- 生徒一人ひとりが安心して学校生活をおくれるような環境づくりを行っています。

学習支援プログラム

- 中学校の学びなおし
- 進学サポート（英語）
- 進学コース（英語・数学・国語）

進学・就職に向けて

- 進路ガイダンス（進学・就職）・適性試験
- 学内での模試・小論文対策・面接対策
- 職場実習の引率フォロー 等

合理的配慮 例

- 拡大コピー・るびふり・黒板写メ
- 廊下受講・座席・途中退室
- 指名配慮・声かけ・体調管理・水分補給
- メディア視聴活用・締切延長・SR管理
- カウンセリング・学習支援・体育 等

(試験)

- 別室・少人数クラス・試験時間延長
- 試験時間短縮・試験時間選択・るびふり 等

ユニバーサルデザインへ



- やさしい日本語ガイドライン活用
- オンラインヘルスケア（健康講座）
- サイレントフロア
- UDフォント等

豊かな学びのために



トビタテ留学JAPAN

YMCAの資源の活用

ソウルYMCAユースカンファレンス
日韓国際キャンプ

Global Youth Conference

台湾・香港・大阪スタディツアー
広島ピースセミナー

②心のケア



それぞれの安心できる居場所を作るために・・・

相談できる 場所

- 保健室・SSW（常駐）
- カウンセリングルーム（公認心理師）
- YMCA総合教育センター（西区土佐堀）

交流できる 場所

- わいわいカフェ（交流スペース）
- 保護者交流会
- 健康のつどい ・ 特別活動

定期的な 面談

- 学校生活や成績、進路に関する
生徒・保護者面談

③身体のケア



健康への意識を変えたり、向上させることを大切にスクーリングや特別活動等を実施しています。

スクーリング

- 体育 / 保健
- ウエルネス系列の授業
(ヨガ、ウエルネス概論、救急法 等)

特別活動

- YMCAチャリティーラン (マラソン大会)
- スポーツ大会 / ハイキング / 性教育

その他

- ヘルスケアキャンプ (起立性調節障害 等)
- 健康のつどい ・オンラインヘルスケア (健康講座)
* 関西医科大学と連携して実施

「学校経営推進費」 支援校 2021-2023



『誰もが学びをあきらめない』

～ Spirit（精神）・Mind（知性）・Body（身体）を
育むヘルスケアの実践 ～

健康に不安を持ち中学時代不登校だった生徒が、
少しずつ健康を取り戻し学びをあきらめず、
未来に希望をもてるよう、身体づくりの実践

筋力測定（CS-30）平均175%増加

歩数変化（活動力測定）平均180%増加

自己効力感評価 2回目で自己効力感の向上が認められ
たが、有意差まで認めると断定に至らず

<https://www.ymcagakui.n.ac.jp/upload/eb7063a92356e5b257bf63f9faa0f49bb390171b.pdf>

学校経営推進費 学びをあきらめないプロジェクト



健康に不安を持つ親・生徒同士の交流



健康に不安を持つ生徒たちのキャンプ
(六甲山YMCA)

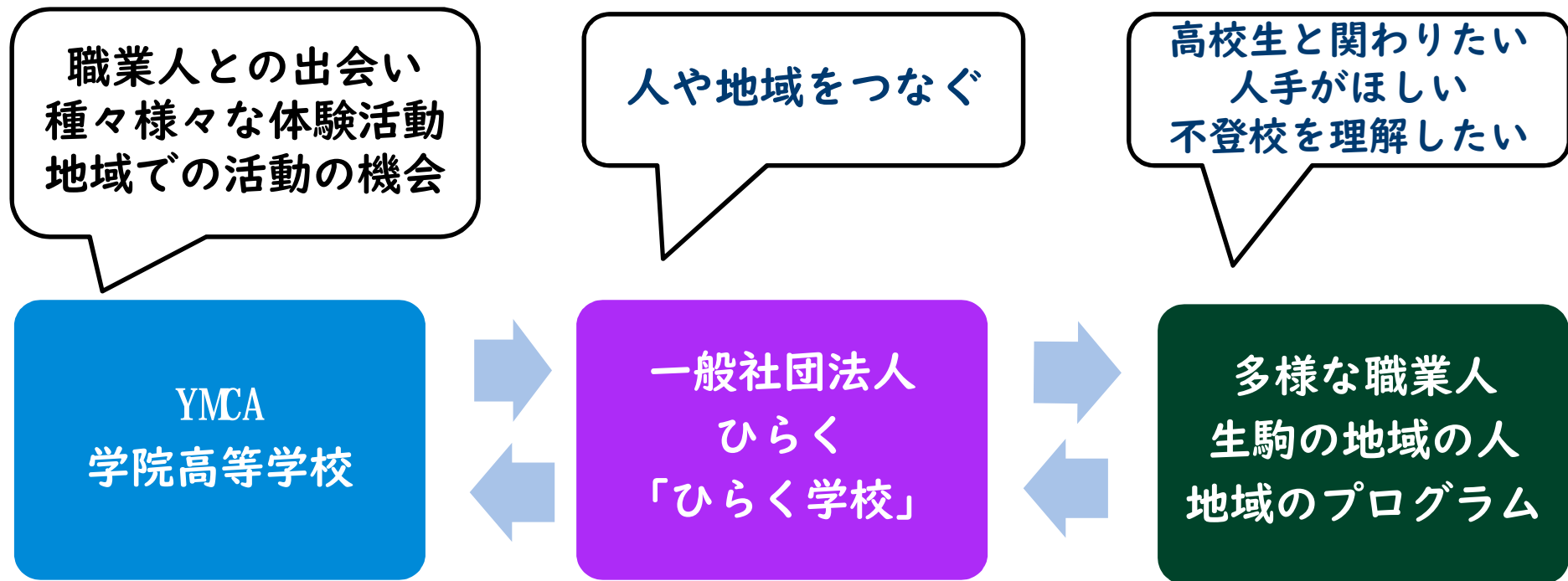


オンラインヘルスケア

豊かな学びと出会いのために「ひらく学校」との連携



多様な生き方や進路（働き方）を見出すため、スキルを身につけるために、一般社団法人「ひらく」が、YMCA学院高等学校の生徒と地域（生駒在住・多様な職業人）の人を結び、双方向での体験を通して学ぶプログラム



「ひらく学校」のプログラム報告



- ・プログラム実施数 **44回**
- ・かかわった職業人・地域の人 **28種類**

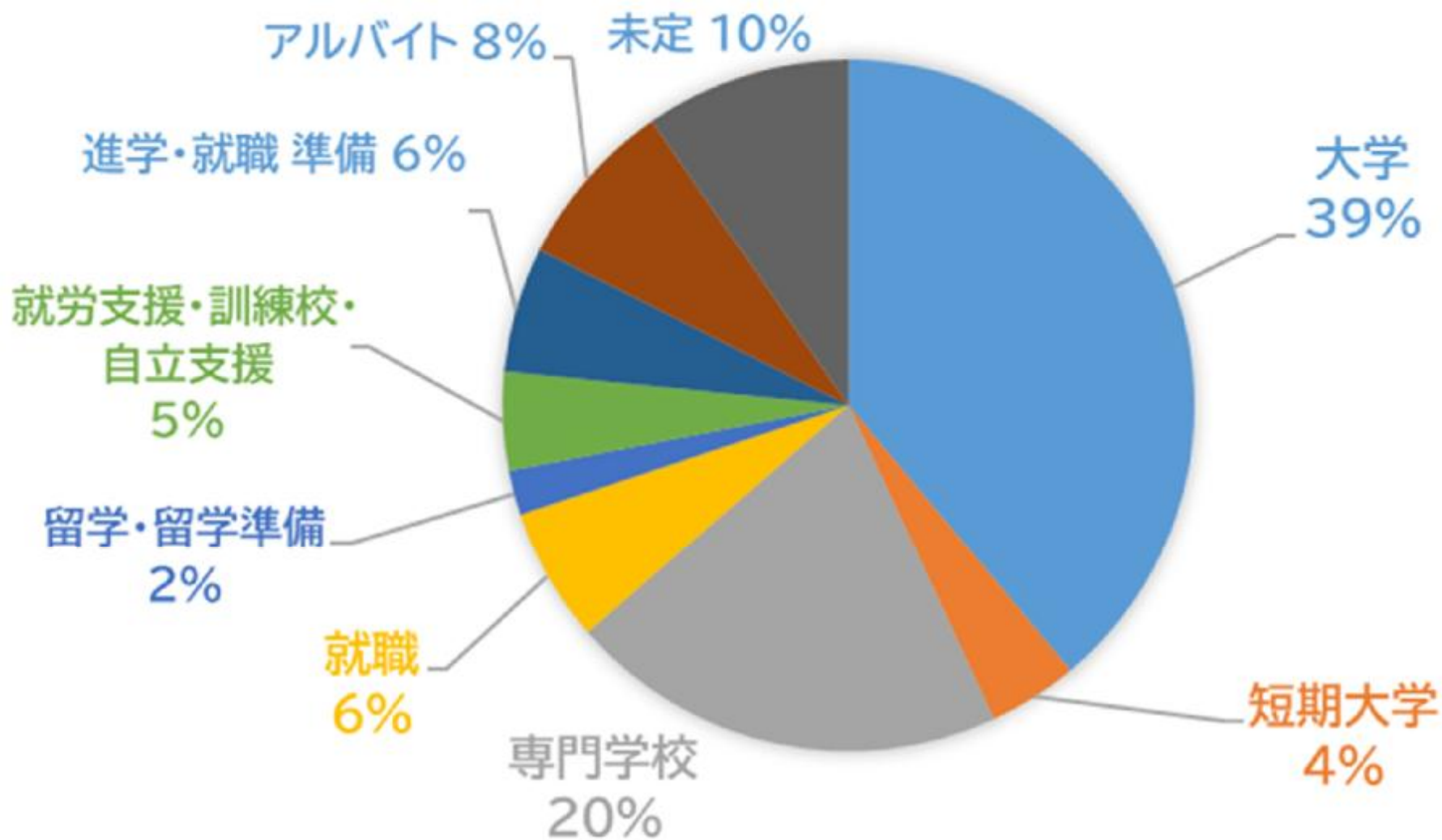
*ボランティアは1とカウント

(リスト) *あいうえお順

- ・アロマセラピスト／聴香師
- ・アクセサリー作家
- ・イラストレーター
- ・飲食店オーナー
- ・音楽家 (バイオリン・ハープ、ハンドパン・ピアノ・フルート)
- ・画家
- ・カメラマン
- ・ガーデナー
- ・起業家 (大工)
- ・グラフィックデザイナー
- ・グルーデコ作家
- ・コーヒー屋
- ・茶道家
- ・樹木医
- ・書家
- ・障がい者支援
- ・森林整備士
- ・整体師
- ・伝統工芸士 (竹・すだれ)
- ・農家
- ・元編集者
- ・ボランティア (奈良女子大学生・同志社女子大学生・生駒市職員・地域の方)
- ・幼児教育リトミック指導者

2022年3月～2023年1月

卒業生の進路 (2022年度卒業生)





○大阪府学校教育審議会規則

昭和四十三年四月十日

大阪府教育委員会規則第四号

改正 昭和四五年四月三日教委規則第四号

昭和四七年一二月二三日教委規則第一三号

昭和五一年三月三十一日教委規則第六号

昭和五二年六月一三日教委規則第八号

昭和五四年一一月五日教委規則第八号

昭和五六年三月三十一日教委規則第二号

昭和六〇年三月三〇日教委規則第四号

昭和六〇年一二月二三日教委規則第一一号

昭和六〇年一二月二三日教委規則第一二号

昭和六三年四月一日教委規則第二号

平成四年三月三十一日教委規則第八号

平成一一年三月三十一日教委規則第二号

平成一二年七月四日教委規則第一六号

平成一八年三月三十一日教委規則第四号

平成一九年三月三〇日教委規則第一一号

平成二〇年七月三〇日教委規則第一七号

平成二三年三月二八日教委規則第三号

平成二四年三月三〇日教委規則第三号

平成二四年一一月一日教委規則第三五号

平成二八年三月三十一日教委規則第一五号

令和二年一二月一一日教委規則第一七号

大阪府学校教育審議会規則をここに公布する。

大阪府学校教育審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号。以下「条例」という。）

第六条の規定に基づき、大阪府学校教育審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭六〇教委規則四・平一二教委規則一六・平二四教委規則三・一部改正)

(職務)

第二条 審議会は、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じて、条例別表第一第二号に掲げる当該担当事務について調査審議し、及びこれらの事項について委員会に意見を述べるものとする。

(昭五六教委規則二・昭六〇教委規則一二・平二四教委規則三・令二教委規則一七・一部改正)

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから委員会が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭六〇教委規則一二・平一二教委規則一六・令二教委規則一七・一部改正)

(専門委員)

第四条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員会が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了するまでの間在任する。

(平一二教委規則一六・全改、令二教委規則一七・一部改正)

(会長)

第五条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
(平一二教委規則一六・全改)

(会議)

第六条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(昭六〇教委規則四・一部改正、平一二教委規則一六・旧第八条繰上・一部改正)

(部会)

第七条 審議会に必要な応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員等は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれにあたる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 5 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 6 第十条の規定にかかわらず、部会の庶務は、部会における審議事項を担当する所属において行うことができる。
(平一二教委規則一六・追加)

(報酬)

第八条 委員等の報酬の額は、日額八千三百円とする。

(昭四七教委規則一三・昭五一教委規則六・昭五二教委規則八・昭五四教委規則八・昭五六教委規則二・昭六〇教委規則四・昭六三教委規則二・平四教委規則八・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十条繰上・一部改正、平二四教委規則三・平二八教委規則一五・一部改正)

(費用弁償)

第九条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(昭六〇教委規則四・昭六〇教委規則一一・昭六三教委規則二・平一一教委規則二・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十一条繰上・一部改正、平一八教委規則四・平二〇教委規則一七・平二四教委規則三・一部改正)

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、大阪府教育庁教育総務企画課において行う。

(昭五六教委規則二・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十三条繰上、平二四教委規則三・旧第十一条繰上、平二八教委規則一五・一部改正)

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(昭六〇教委規則四・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十四条繰上、平二四教委規則三・旧第十二条繰上)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 大阪府教育課程審議会規則（昭和二十八年大阪府教育委員会規則第一号）は、廃止する。
- 3 委員等の報酬の額は、平成二十年八月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において、第八条第一項の規定にかかわらず、日額八千八百円とする。

(平二〇教委規則一七・追加)

附 則（昭和四五年教委規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭四七年教委規則第一三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭五一年教委規則第六号）

この規則は、昭五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭五二年教委規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭五四年教委規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭五六年教委規則第二号）

この規則は、昭五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭六〇年教委規則第四号）

この規則は、昭六十年四月一日から施行する。

附 則（昭六〇年教委規則第一一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭六〇年教委規則第一二号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、昭六十一年一月十二日から施行する。

附 則（昭六三年教委規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年教委規則第八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に委員となっている者の任期については、改正後の大阪府学校教育審議会規則第六条の規定にかかわらず、平成五年三月三十一日までとする。

附 則（平成一一年教委規則第二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

（大阪府学校教育審議会等の委員の費用弁償の額の特例に関する規則の廃止）

- 2 大阪府学校教育審議会等の委員の費用弁償の額の特例に関する規則（昭五十四年大阪府教育委員会規則第七号）は、廃止する。

附 則（平成一二年教委規則第一六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年教委規則第四号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年教委規則第一一号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年教委規則第一七号）

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

附 則（平成二三年教委規則第三号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年教委規則第三号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年教委規則第三五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年教委規則第一五号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和二年教委規則第一七号）

この規則は、公布の日から施行する。

大阪府学校教育審議会 多様なニーズに応える府立学校のあり方検討部会 運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府学校教育審議会規則(昭和43年大阪府教育委員会規則第4号。以下「規則」という。)第11条の規定に基づき、大阪府学校教育審議会(以下、「審議会」という。)に設置する、多様なニーズに応える府立学校のあり方検討部会(以下、「部会」という。)に関し、規則に定めるもののほか、必要な事項について定める。

(部会)

第2条 部会は、大阪府立高校における生徒や保護者のニーズの多様化を踏まえた学習機会の保障について調査審議する。

(部会長)

第3条 部会長は、会務を掌理する。

2 部会長に事故があるときは、委員等のうちから部会長があらかじめ指名する委員等がその所掌事務を代理する。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会は、部会に属する委員等の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会長は、部会で決議した事項については、審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第5条 規則第7条第6項に基づき、部会の庶務は、大阪府教育庁教育振興室高校教育改革課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月16日から施行する。